

知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもから高齢者までの世代が住宅に安心して長く暮らし続けられることを目的に、耐震化促進工事等を伴う多世代で居住するための住宅等の建築又はリフォームを行う場合に予算の範囲内において交付する知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金（以下「多世代補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 一戸建て住宅及び併用住宅（共同住宅及び長屋以外であって、住宅部分の床面積の割合が2分の1以上のものに限る。）であって市内に存するものをいう。
- (2) 居住 現に住宅等に住み、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (3) 同居 住宅等において同一棟に居住（当該居住を行う場所が市内にあることを要する。）することをいう。
- (4) 子世帯 補助事業の認定申請年度において小学校（義務教育学校にあっては第6学年）を修了する前となる子（出産予定の胎児を含む。）をもつ世帯であって、多世代補助金の認定申請に係る世帯をいう。
- (5) 親世帯 子世帯の親のどちらか一方又は両方の親の世帯であって、多世代補助金の認定申請に係る世帯をいう。
- (6) 多世代 次のアからウまでのいずれかの組合せをいう。ただし、組合せは、多世代補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が次条第1項に規定する補助対象建物に居住する者においてのみ構成するものとし、組合せを複数構成することができるときは、その全ての組合せを構成する者の集合をいう。

ア 子世帯と親世帯の組合せ

イ 親世帯（満75歳以上の者が含まれること。）及びその直系卑属の組合せ

ウ 親世帯（満75歳以上の者が含まれること。）及びその直系卑属の配偶者の組合せ

- (7) 建築 新築、増築又は改築をいう。
- (8) 耐震化促進工事等 次条第1項第5号に掲げる事業をいう。
- (9) リフォーム 間仕切りの位置の変更等を伴う工事をいう。
- (10) 住宅耐震改修工事 知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第4条の規定に基づく一般型耐震改修工事又は段階的耐震改修工事のうち2段目耐震改修工事若しくは知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第2条第8号の規定に基づく非木造住宅耐震改修工事であって、それぞれ当該補助金の交付を受ける工事をいう。
- (11) 耐震除却工事 知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付要綱第2条に基づく耐震化促進工事及び知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第2条に基づく地震に対して安全な構造でないと判断された旧基準非木造住宅を取り壊す工事をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する住宅等（以下「補助対象建物」という。）を建築し、又はリフォームし、当該建築又はリフォームが完了した日から起算して6月以内に当該補助対象建物において多世代補助金の交付の申請をする者（以下「補助申請者」という。）が多世代で同居することとする。

- (1) 補助申請者が居住するものであること。
- (2) 補助申請者の持分割合が2分の1以上であるものであること。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に基づき適正に建築されたものであること。
- (4) 過去に交付を受けた多世代補助金に係るものではないこと。
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する事業であること。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅等であって、耐震除却工事により取り壊しが必要と市が認めるものすべてを除却し、市内において建築する事業

イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅等であって、住宅耐震改修工事と同時にリフォームする事業

ウ 1年以上使用されていない住宅等で取り壊しが必要と市が認めるものすべてを除却し、市内において建築する事業

エ 1年以上使用されていない住宅等をリフォームする事業。ただし、住宅耐震改修工事等必要な工事がされていないものを除く。

(6) 前号ウ及びエの住宅等にあつては、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項に規定する勧告を受けていないこと。
(補助対象経費)

第4条 多世代補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業のうち前条第5号ア及びウにあつては補助対象建物の建築に係る費用、同号イ及びエにあつてはリフォームに係る費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は補助対象経費としない。

(1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用

(2) 本市の他の補助金、助成金等の対象経費として認められたものに係る費用(補助申請者以外の補助対象事業に係る多世代を構成する者が交付を受けたものを含む。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(多世代補助金の額)

第5条 多世代補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、50万円を上限とする。

(補助対象事業の認定申請)

第6条 補助申請者は、補助対象事業の工事に着手する前に、市長の認定を受けなければならない。

2 補助申請者は、前項の規定による認定を受けようとするときは、知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助事業認定申請書(様式第1)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助申請者が当該補助対象事業に係る多世代を構成する者であることが分かる戸籍謄本の写し

(2) 第3条第5号のいずれかの事業であることを証明する次の書類

第3条第5号ア及び同号イにあつては市長が別に指定する耐震診断書の写し又は知立市非木造住宅耐震診断事業完了実績報告書及び知立市非木造住宅耐震診断費補助金確定通知書の写し、同号ウ及び同号エにあつては電気、水道又は

ガスの使用状況がわかる書類等

- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 補助対象建物の位置図
- (5) 補助対象建物の工事図面
- (6) 補助対象建物の着工前写真（全景 2 枚程度、工事予定部分適宜）
- (7) 補助対象経費が分かる見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、補助対象事業の認定を決定したときは、知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金認定審査結果通知書（様式第 2）により補助申請者に認定した旨を通知するものとする。

4 市長は、補助対象事業を認定することが不相当であると認めたときは、速やかに事業を認定しない旨の決定をし、知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金認定審査結果通知書により補助申請者に不認定した旨を通知するものとする。

（補助対象事業の変更及び廃止）

第 7 条 補助申請者が、補助対象事業の認定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を変更する場合 知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金変更申請書（様式第 3）
- (2) 補助対象事業を廃止する場合 知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金廃止届（様式第 4）

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、補助対象事業の内容変更を決定したときは、知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金認定変更決定通知書（様式第 5）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の認定取消し）

第 8 条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定申請の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (3) 法令若しくはこの要綱の規定又は第 6 条第 3 項及び前条第 2 項の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金認定取消通知書（様式第6）により補助申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の開始期日等）

第9条 補助申請者は、第6条の規定による補助対象事業の認定を受けたときは、速やかに補助対象事業を着手しなければならない。

2 補助申請者は、第6条の規定による補助対象事業の認定を受けた日の属する年度の翌年度の2月末日までに補助対象事業を完了しなければならない。

（交付申請兼実績報告）

第10条 前条における認定を受けた者であって交付の申請をしようとする者は、補助対象事業完了後、速やかに、知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 多世代を構成する者全員の住民票の写し

(2) 補助対象建物の位置図

(3) 補助対象建物の工事図面

(4) 補助対象事業完了後の補助対象建物の写真（全景2枚程度、工事部分適宜。
リフォームを行った場合にあっては、当該リフォーム箇所の写真）

(5) 請負契約書、領収書及びその内訳が分かる書類の写し

(6) 補助対象建物の登記の全部事項証明書

(7) 補助対象建物につき建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づき交付された補助対象建物に係る検査済証の写し

(8) 第3条第5号ア又はウに該当する場合にあっては、閉鎖事項証明書等当該住宅等が滅失したことを示す書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該補助対象事業完了の日から起算して6月を経過した日又は申請をしようとする年度の2月末日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

3 補助申請者は、知立市多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から

起算して5年間、市長が当該多世代を構成する者を確認するために住民票の写しの提出を求めたときは、これを提出しなければならない。ただし、市長が適当な同意を得て公簿等で確認できるときは、この限りでない。

4 市長は、補助対象事業完了後、知立市多世代住宅耐震化促進等補助金交付申請書兼実績報告書が提出される場合において、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、多世代補助金の交付をしないものとする。

(1) 当該補助対象事業に係る多世代を構成しない場合

(2) 市税を滞納している場合

(3) 過去に多世代補助金の交付を受けたことがある場合

(4) 当該多世代を構成する者のいずれか又は当該多世代を構成する者のいずれかと同世帯である者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

5 規則第10条の規定による実績報告は、前項の交付申請書兼実績報告書の提出をもって、これに代えるものとする。

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条1項の規定による申請があったときにおいて、当該申請に係る書類等を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金交付決定通知書（様式第8）により補助申請者に通知するものとする。

2 規則第11条の規定による額の確定の通知は、前項の通知をもって、これに代えるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助申請者は、前条による補助金の交付決定通知を受けた場合は、速やかに知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、規則第14条第1項各号に該当する場合のほか、補助申請者が当該多世代補助金に係る補助対象建物に知立市多世代住宅耐震化促進等補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して5年間住み続けない場合（当該多世代を構成する者が死亡した場合に、当該死亡した者が死亡しなかったとみなすことによりなお同居であるといえる場合を除く。）は、多世代補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 補助申請者は、前項に該当することとなったときは、市長にその旨を申し出なければならない。

3 市長は、第1項の規定により多世代補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した多世代補助金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に着手する補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に交付申請する補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に交付申請する補助対象事業について適用する。